

○石川工業高等専門学校トライアル研究センター（地域共同テクノセンター）細則

平成12年2月8日 規則第399号
平成16年4月1日 一部改正
平成18年7月12日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、石川工業高等専門学校トライアル研究センター（地域共同テクノセンター）（以下「センター」という。）の一部を共同研究を行うための室（以下「共同研究室」という。）として利用する場合又はセンターの大型の分析・計測器等機器及び当該機器が設置されている実験室（以下「実験室」という。）を利用する場合の取扱いに関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用の原則）

第2条 共同研究室及び実験室の利用は、教育、研究その他本校の運営上必要と認められる者に限る。

（利用資格）

第3条 共同研究室又は実験室を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 学内共同研究を行う場合で研究遂行上必要と認められる者
- (2) 地域産業界等との共同研究、受託研究等を行う場合で研究遂行上必要と認められる者
- (3) その他トライアル研究センター（地域共同テクノセンター）長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた者

（利用期間）

第4条 共同研究室及び実験室の利用期間は、センター長が定める期間内とする。

（利用の手続）

第5条 共同研究室及び実験室を利用しようとする者は、別に定める利用許可願（以下「許可願」という。）をセンター長に提出し許可を受けなければならない。

（利用の許可）

第6条 センター長は、前条の利用申請があったときは、支障がないと判断する場合において利用を許可する。

（利用にあたっての遵守事項）

第7条 共同研究室及び実験室の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、共同研究室又は実験室を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた利用目的以外の目的で共同研究室又は実験室を利用しないこと。
- (2) 許可を受けた利用の場所及び期間を厳守すること。
- (3) 施設及び設備を汚染し又は損傷しないこと。
- (4) その他センター長の行うセンターの管理上の指示に従うこと。

（共同研究室に設置できる機器）

第8条 共同研究室に設置できる機器は、原則として次に該当するものとする。

- (1) 施設の改修を行う必要のないもの
- (2) 特別の給電、給水設備等を必要としないもの
- (3) 移動が容易なもの

（共同研究室の利用状況届出等）

第9条 利用者は、共同研究室を利用する必要がなくなったときは、速やかに現状に回復し、センター長に引き渡さなければならない。

2 センター長は、必要に応じ利用者に対し共同研究室の利用に係る事項について報告を求めることができる。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は重大な過失により施設及び設備を汚染し又は損傷したときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(承認の取消し)

第11条 センター長は、利用者がこの細則及び利用の条件に違反したとき又は共同研究室の利用に当たって利用許可日から3週間を経過しても利用しないときは、必要な是正措置を命じ又は利用の許可を取り消すことができる。

(事務)

第12条 共同研究室又は実験室の利用に関する事務は、総務課企画・地域連携係が行う。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、共同研究室又は実験室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成12年2月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。